

納税は納期内に

悪質な滞納には差し押さえ

問い合わせ

税務課納税係（名寄庁舎2階）

☎01654③2111

（内線3206〜3208）

搜索には令状不要

滞納処分の一環として、差し押さえのほかに、搜索を実施する場合があります。実際に家庭や関係先を訪問し、預貯金通帳や帳簿の確認、動産の差し押さえを行います。

これらの確認や差し押さえは、国税徴収法や地方税法に基づいて市に与えられた権限により実施するもので、裁判所の令状は必要ありません。このため、差し押さえや搜索の前に裁判所から連絡が来るといったことはありません。

事情がある場合は必ず相談を

催告書や最終催告書には納付期限を記していますが、その日までの納税相談も促しています。滞納に至るまでの生活状況の変化は、相談がなければ把握することはできません。把握できない場合は、滞納処分の手続きを進めざるを得ません。

差し押さえの執行と公売の実施

平成25年度の差し押さえ件数は434件となり、平成21年度から5年連続で300件を超え、初めて400件を超えました。国税の還付金をはじめ、預貯金、給与、生命保険などのほか、家電製品や除雪機などの動産も差し押さえられています。

差し押さえた動産は、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納市税などに充てています。引き続き、より厳しい姿勢で滞納の解消に努めます。

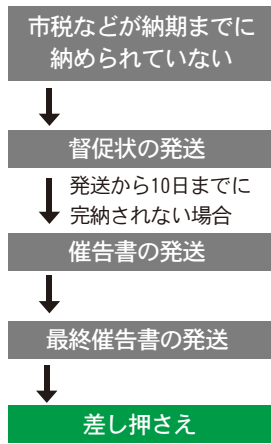
平成25年度の決算で、市税の収入未済額は約7200万円となり、1億円を切ることができました。また、市税と国民健康保険税の収入未済額合計も1億8200万円と、2億円以下とすることができました。

このことは、多くの市民の皆さまの納税に対する理解によるものと考えます。

しかし、このような中でも滞納は発生しています。滞納は、市の財源を損なうだけではなく、滞納整理には多額の費用がかかることから、市民全体の不利益となります。公平・公正な納税のため、今後とも市では厳しい姿勢で滞納整理に取り組みます。

滞納処分までの流れ

市税等が納期までに納められなかった場合、納期から20日以内に督促状を発送します。督促状発送から10日を経過する日までに完納されない場合は、差し押さえしなければなりません。



通常は催告書による納付期限以降、財産の調査を行います。市役所で把握しているデータ（固定資産や軽自動車等の状況など）をはじめ、金融機関に対し預貯金の残高照会、勤務先への給与支払照会など、さまざまな債権に関する調査を行い、調査の結果財産を発見した場合、差し押さえを執行します。

これらの照会や調査については、国税徴収法や地方税法に基づく権限により滞納者に対し実施するもので、個人情報保護法には一切抵触しません。

滞納処分の状況

年度	差押(件数)	公売(点数)
H21	318	—
H22	397	—
H23	356	46
H24	345	53
H25	434	25

病気や失業、事業の廃止などやむを得ない理由により、一時的に市税等を納期内に納めることが困難な場合は、必ず納期内に市税務課納税係まで連絡してください。

生活状況を聞き取ったうえで、納税に関する相談を行っています。ただし、虚偽の申し出がわかった場合や、納付計画を守らなかった場合は、滞納処分を行います。

事情がある場合は放置せず、まず相談してください。



便利で確実な口座振替

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度の手続きで自動的に納期限日に指定口座から市税等が引き落とされ、うっかりなどの納め忘れを防止でき、納付にかけける手間が省けます。

口座振替の手続きは、市内の金融機関窓口、郵便局窓口、市役所（名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課）でできます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書をお持ちのうえ、手続きをお願いします。

12月は納税推進強化月間

12月は多くの市税等の最終納期です。新たな滞納を発生させないためには、納期内の納付が大変重要です。市では、12月を「納税推進強化月間」と定めて納税に関する取り組みを強化しています。

▼夜間納税窓口

通常の月より多く開催します。窓口では、納税に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。開設は19時30分までです。

市税等の納付もできますのでご利用ください。同日には、国民健康保険の手続き窓口も開設しています。

※夜間窓口の日程は、本紙24ページを参照ください。

▼税の書道展

小学生による税の書道展の作品を展示します。

▽駅前交流プラザ「よろーな」

12月3日(水)まで

▽イオン名寄店

12月5日(金)～15日(月)

▽サンピラー交流館（名寄地区の児童作品のみ）

12月17日(水)～12月24日(木)

▽ふうれん地域交流センター（風連地区の児童作品のみ）

12月17日(水)～12月24日(木)

滞納処分に関する

Q&A

まさか、差し押さえられるなんて…
「滞納が少額だから差し押さえられないだろう」と思っていますか。金額の大小に関わらず差し押さえは行われます。

Q の規定によって調査や差し押さえを行わなければなりません。
Q 自分より滞納額が多い人から差し押さえしてほしい。

A 市は法律に従い業務をしています。また、効率の良い事務処理を目指しています。納期限を過ぎている以上、順番は関係ありません。

Q 払わないとは言っていないのに差し押さえされた。

A 払わないと言っていないという人をただ待つだけの対応では、多くの納期内に納付した市民との公平性が保てなくなります。

Q 財産調査や差し押さえは個人情報保護法に違反していると思う。

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行使して調査をする場合、勤務先や銀行など調査された機関は答えなければいけません。

※税金の滞納がある場合の財産調査は個人情報保護法には一切抵触しません。

Q こつこつためた貯金を差し押さえられた。なんてひどいことをするんだ。

A 税金を払わずに貯蓄することは、許されることはありません。まずは納税が優先です。

※国税であれ地方税であれ、行政機関には差し押さえをする権限が与えられています。